

令和3年川辺町議会第4回定例会

令和3年12月7日(火)午前9時00分開会

議事日程(第1号)

- | | |
|----------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 (報告第 6号) | 専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》 |
| 日程第 5 (報告第 7号) | 専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》 |
| 日程第 6 (承認第 8号) | 専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》 |
| 日程第 7 (承認第 9号) | 専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》 |
| 日程第 8 (議案第39号) | 川辺町副町長定数条例の制定 |
| 日程第 9 (議案第40号) | 川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 (議案第41号) | 川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 (議案第42号) | 令和3年度川辺町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第12 (議案第43号) | 令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 (議案第44号) | 令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第14 (議案第45号) | 令和3年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第15 (議案第46号) | 令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号) |

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 井戸 三兼	副議長 古川 政久	1番 石原 利春
2番 佐伯 雄幸	3番 瀬尾 俊春	4番 市原 敬夫
5番 櫻井 芳男	8番 平岡 正男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参事	櫻井 繁治	総務課長	白村 茂
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長補佐	市原 和也
税務課長	渡邊 明弘	住民課長	佐伯 政宣

健康福祉課長	長瀬 美紀江	産業環境課長	重本 佳明
基盤整備課長	井上 健	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	馬場 誠	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 企画課長 竹内 康人

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前 9時00分)

◎議長(井戸三兼君) 皆さん、おはようございます。令和3年川辺町議会第4回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、本日の出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、第4回川辺町議会定例会を開会します。

なお、本日、企画課長の竹内康人君が欠席しております。代理で課長補佐の市原和也君が出席しておりますので御報告いたします。

それでは本日の会議を開きます。初めに注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症防止対策として、飛沫防止のため、自席で発言される場合は着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、必要に応じて適宜休憩を設ける場合がありますので、皆様の御協力をお願いします。

招集者の町長から挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 本日ここに、令和3年川辺町議会第4回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しいなか、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに、我が国の経済動向に目を向けますと、内閣府が公表した令和3年11月の月例経済報告では「景気は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる」とするほか、「供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある」と指摘しています。

こうした状況のもと、政府は「東日本大震災からの復興・創生」、「激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むこと」のほか、新型コロナウイルス感染症の対策では、ワクチン接種、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを更に強化するとともに、ワクチン・検査パッケージ等を活用し、感染拡大を防止しながら日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組むとされております。

次に、本町の令和3年度予算の執行状況につきましては、第5次総合計画の「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現及び川辺町総合戦略を推進し、「防災・減災対策」「子育て・教育」「移住・定住」を重点施策として位置付けるとともに、新型コロナウイルス感染症対策にも留意しながら各種施策・事業を執行しております。

「防災・減災対策」では、防災用ドローンの新規配備や洪水ハザードマップの作成など

により、防災機能の充実を図るほか、町内に防犯灯、防犯カメラの設置を進め、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

「子育て・教育」では、第3こども園屋根塗装防水改修、中央公民館非構造部材の改修及び照明のLED化により、子育て環境と生涯学習施設の安全確保並びに快適性を向上してまいります。

「移住・定住」では、引き続き、空き家改修補助金・定住促進助成金を活用していただき、定住人口の促進を図ってまいります。

第5次総合計画の将来像実現のため、魅力ある事業を推進していくところではございますが、一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、本年度につきましても、各種イベントの中止や規模縮小など、町の事業に大きな影響を生じております。また、経済活動の停滞により厳しい町財政が見込まれていますが、コロナ禍に対応するため、感染防止対策の継続、新しい生活様式の施策を織り込みながら、さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応してまいります。

現在、次年度に向けた予算編成に取り組んでおりますが、令和4年度の重要施策では、第5次総合計画（後期基本計画）を基本とし、「まち・ひと・しごと創生法」によります川辺町版総合戦略の実現を目指すとともに、国・県の新型コロナウイルス感染症対策などを注視し、新たな日常に対応するため、創意工夫をしながら予算編成を行っていることを御報告申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件2件、条例案件3件、補正予算案件5件の計12案件でございます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶いたします。

◎議長（井戸三兼君） 本日の議事日程はお手元にお配りしましたとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号5番 櫻井芳男君及び7番 古川政久君の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月29日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12月17日までの11日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの11日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和3年9月22日 川監第20号」、「令和3年10月21日 川監第23号」、「令和3年11月19日 川監第26号」の例月出納検査の結果報告と、「令和3年11月22日 川監第27号」の定期監査の結果報告と、令和3年11月22日 川監第28号」の財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第6号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」、日程第5 報告第7号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」の2件を一括議題といたします。本件について説明を求めます。基盤整備課長 井上健君。

◎**基盤整備課長（井上健君）** 報告第6号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」及び報告第7号「専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》」について説明

◎**議長（井戸三兼君）** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第6号及び報告第7号は終了しました。

日程第6 承認第8号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」を議題といたします。本件について説明を求めます。総務課長 白村茂君。

◎**総務課長（白村茂君）** 承認第8号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」について説明

◎**議長（井戸三兼君）** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第8号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第2号)》」は、承認することに決定いたしました。

日程第7 承認第9号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 佐伯政宣君。

◎**住民課長（佐伯政宣君）** 承認第9号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」について説明

◎**議長（井戸三兼君）** これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎**議長（井戸三兼君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第9号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、承認第9号「専決処分について承認を求める件《令和3年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》」は、承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」を議題とします。提出者の説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第161条第2項の規定に基づきまして、副町長の定数を1人と定め、施行日を令和4年1月1日からとするものでございます。併せて本条例の附則第2項におきまして「副町長を置かないことの条例」を廃止するとともに、同附則第3項では、特別職報酬等審議会に副町長の給料額を諮問する規定を整備しております。

現在、地方公共団体では地方分権改革、地方創生など、その役割と責任は拡がっており自主性、自律性の一層の拡大を図りながらそのマネジメント機能の強化を図る必要があると考えております。そのため、政策・企画立案、危機管理など、私を補佐してもらうために副町長を是非置きたいと考えております。具体的に副町長を置く理由といたしましては、大きく3つございます。

第1には、地方公共団体を取り巻く環境の大きな変化です。人口減少、少子高齢化の課題に取り組む地方創生、地方分権、働き方改革、デジタル社会への対応(デジタルトランスフォーメーション)、新型コロナウイルス感染症対策、SDGs、駅西地区整備などこれらの喫緊の課題に取り組んでいく必要があります。

第2としては、危機管理体制の充実であります。近年の激甚化・頻発化する自然災害は莫大な被害・損害を生じさせています。我々には住民の生命・財産を守るという重要な役割があります。このため、地域防災計画・国土強靱化地域計画を策定し、災害に対して備えはしておりますが、いつ何時発生するかはわかりません。また、災害ともいわれる新型コロナウイルス感染症への対応もしかりです。

第3としては、本町の抱える喫緊の重要課題である「小学校再編計画」の推進であります。本町の学校教育方針では、「心身ともに健康で郷土を愛する人間性豊かな子ども」を目指す姿としております。この方針を一層推進していく手法として、小学校の再編とともに、中学校と連携し、学習内容や生活の仕方について、小中一貫しての教育を進めたいと考えております。小学校1年生から中学校3年生までの枠組みを再編成し、1つの学園としての「義務教育学校」も検討いたしまして、小中学校の枠を超えた指導や支援、専門的な教育を推進したいと考えております。

また、3小学校は、昭和40年から50年代に建設され、相当の年数が経過し、校舎の老朽化が進んでおります。加えて、人口減少や少子化などにより、児童・生徒数が減少傾向にあります。このようなことから、2030年の統合を目途にいたしました「川辺町小学校再編計画」を進めております。

学校の在り方や教育方針などを所管・担当いたしますのは、教育委員会、教育支援課でございますが、再編による校舎の跡地活用など教育行政以外への影響も非常に大きく、ま

た、地域住民の皆様にもさまざまな面で御理解と御協力をお願いすることになると考えております。

今回の学校再編につきましては、役場全庁に関連する一大プロジェクトであると位置付け、町長部局の特別職に副町長を置き、町長・教育委員会両部局が持てる力を結集し、このプロジェクトを推進したいと考えております。

以上提案理由とさせていただきますので、御理解をいただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第39号につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第40号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、日程第10 議案第41号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の2議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第40号、議案第41号を一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第40号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、国民健康保険税の納期について、4月から6月の仮徴収を廃止し、本徴収を6月から3月の10回に改正するものでございます。また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布により、国民健康保険税における未就学児の被保険者均等割額の軽減措置について規定するものでございます。

次に、議案第41号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が減額改定されることに伴い、出産育児一時金等の支給額の内訳を見直した健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたため、出産育児一時金の支給額を404,000円から408,000円に改正するものでございます。

以上2議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第40号及び議案第41号の2議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案40号及び議案第41号の2議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第42号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」、日程第12 議案第43号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第13 議案第44号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第14 議案第45号「令和3年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第15 議案第46号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」の5議案を一括議題いたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第42号から議案第46号まで、各会計の補正予算案件につきまして一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第42号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」につきましては、既定の予算額に9千705万8千円を追加し、予算総額を53億5千675万3千円とするものでございます。

併せて、繰越明許費補正では、定年延長に伴う新制度支援業務、中川辺下麻生線（鶴飼バイパス）改築事業を追加し、債務負担行為補正では、小中学校への英語指導助手派遣業務委託料の追加、地方債補正では、指定避難所体育館トイレ等外自動水栓化事業の追加、臨時財政対策債の起債限度額の変更をお願いするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、普通交付税の確定による当初予算との差額1億3千796万5千円、ふるさと川辺応援寄附金4千万円をそれぞれ増額させていただき、財政調整基金、いきがい基金、環境整備基金などからの繰入金を減額させていただいております。また、令和2年度のふるさと納税による寄附金2億7千452万4千円を寄附者の意向に沿う各種事業へ財源充当しております。

歳出では、ふるさと川辺応援寄附者への返礼に係る費用1千981万3千円を増額するほか、予算不足が見込まれる障害者総合支援事業、地域生活支援事業、介護保険特別会計繰出金などについて増額し、下水道事業補助金、人事異動等に伴う人件費などを減額させていただいております。

なお、今回の補正で生じた財源の余剰分については、小学校建設基金積立金へ積立てることといたしました。

次に、議案第43号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額に126万7千円を追加し、予算総額を9億2千957万5千円とするものでございます。

補正内容につきましては、決算見込みにより不足が見込まれる保険給付費を増額するものでございます。なお、財源につきましては全額、県からの保険給付費等交付金で対応させていただいております。

次に、議案第44号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、既定の予算額に3千19万6千円を追加し、予算総額を9億1千944万4千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、介護サービス給付費の決算見込みにより不足が見込まれる事業費を増額するものであります。

なお、歳入につきましては、歳出の増額に伴い、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金を政令で定める負担割合に応じてそれぞれ増額させていただいております。

次に、議案第45号「令和3年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的支出で4万2千円を増額し、資本的支出で1万4千円を減額するものでございます。

補正内容につきましては、標準報酬月額の変更による人件費について補正するものでございます。

最後に、議案第46号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、収益的収入で741万6千円、収益的支出で821万4千円、資本的収入で177万1千円、資本的支出で194万5千円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、標準報酬月額の変更による人件費のほか、下水道施設の修繕など新たな財政需要に伴う事業費について補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号から議案第46号の5議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第46号までの5議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、12月8日から12月16日までの9日間を休会としたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、12月8日から12月16日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回は12月17日金曜日、午前9時から再開いたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦労様でした。

（閉会 午前9時41分）

令和3年川辺町議会第4回定例会

令和3年12月17日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

日程第 1	一般質問
日程第 2 (議案第39号)	川辺町副町長定数条例の制定
日程第 3 (議案第40号)	川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 4 (議案第41号)	川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 5 (議案第42号)	令和3年度川辺町一般会計補正予算(第5号)
日程第 6 (議案第43号)	令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 7 (議案第44号)	令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)
日程第 8 (議案第45号)	令和3年度川辺町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第 9 (議案第46号)	令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第3号)
追加日程第1 (議案第47号)	令和3年度川辺町一般会計補正予算(第6号)
追加日程第2	議会運営委員会の閉会中の継続審査

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 井戸 三兼	副議長 古川 政久	1番 石原 利春
2番 佐伯 雄幸	3番 瀬尾 俊春	4番 市原 敬夫
5番 櫻井 芳男	8番 平岡 正男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参事	櫻井 繁治	総務課長	白村 茂
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	竹内 康人
税務課長	渡邊 明弘	住民課長	佐伯 政宣
健康福祉課長	長瀬 美紀江	産業環境課長	重本 佳明
基盤整備課長	井上 健	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	馬場 誠	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

(開会 午前9時00分)

◎議長(井戸三兼君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。

本日の議事日程は一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

初めに注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症防止対策として自席で発言される場合は着座にて行ってください。また、議場内の換気のため必要に応じて適宜休憩を設けますので、皆様の御協力をお願いします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。また、一般質問に対する答弁は登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。また、発言者はマスクを取っても構いません。それでは一般質問を始めます。議席番号4番 市原敬夫君。

◎4番(市原敬夫君) おはようございます。議長より許可をいただきましたので、高齢化時代における高齢化対策について、町長に質問をいたします。

少子高齢化が急速に進むなかで、川辺町の人口に占める65歳以上の割合は30%を超え、2040年には38.5%となることが予想されるなど、高齢化問題は川辺町にとりましても重要な課題と考えております。

第5次総合計画では、高齢者福祉として、介護予防、日常生活の支援等を進めていただいておりますが、最も大切なことは、高齢者がいつまでもお元気で活躍し、社会とのつながりを持つことだと思います。そのため、高齢者も元気なうちはできる限り働いていただき、支える側になることこそ、心身ともに健康を保持し、結果として医療費等の削減にも寄与できると考えます。そこで次の4点について伺います。

初めに、高齢化の進行は、町においても強い危機感をお持ちであると考えますが、町長としてどのような問題意識をお持ちかお聞きいたします。

次に、高齢者が活躍できる場はいろいろあると思います。ボランティアや趣味も大事ですが、私は先ほども触れましたように、働くことが非常に大切であると考えております。高齢者の方が活躍できる場を行政も積極的に支援していく、この活躍できる場づくりについて、町長としてどのようにお考えかお聞かせ下さい。

3番目に、高齢者に関する団体の中に「福寿会」という組織があります。現在2,300人ほどが会員で地域で活動しています。この福寿会は任意加入であります。高齢化時代を考えると、福寿会の組織の拡充強化について、行政がより積極的に支援していく必要があると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後に、核家族化等により、川辺町では独居老人が500人を超え、高齢者のみの世帯が600世帯を超えるなど多くなっています。今後、空き家、貧困問題や、老々介護などいろいろな問題が考えられます。また、高齢者問題に機能的に対応するためには、社会福祉協議会や民生児童委員会など、関連機関が連携し、より効率良く高齢化問題に取り組んでいくことが重要であると考えます。

これからの高齢化時代のなかで、川辺町の施策としてどのようなことを重点に取り組んでいかれるか具体的な政策をお聞きいたします。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 市原敬夫議員から4点の御質問をいただきました。それぞれ1個ずつ論点にしたがってお答えを申し上げます。

まず初めに、高齢化の進行に対する問題意識はどうだということでございます。御指摘ありがとうございます。本町でも他市町村と同じように高齢化の波が押し寄せております。そして、高齢化対策で最も重要なのは、高齢者が健康で生き生きと生活できることだと思います。特に「フレイル」予防が、健康を維持するうえで大切なことです。

フレイルとは、加齢によって心身の活力が低下した状態を意味し、健康と要介護の中間に位置付けられます。フレイル予防は健康長寿に効果があるとされ、75歳以上の後期高齢者を対象にフレイル健診も始まりました。体重が減った、歩くのが遅くなったなどのチェック項目があります。予防のポイントは、栄養、運動、そして社会参加。食事はエネルギーとタンパク質の不足に注意が必要です。限りある人生を健康で豊かなものにするために、是非気を付けたいものです。

また、介護保険については、本町は県内で一番保険料が安いことを御存知でしょうか。平成30年から3年間の第7期保険料基準月額4,800円を、令和3年から3年間の第8期では300円値下げをして月額4,500円としました。これは、高齢者の皆様が普段から健康に気を遣い、要支援や要介護にならないように十分に注意を払い、フレイル予防に努めておられるからだと思います。

まずは、御自身の健康に十分な注意を払うこと。栄養、特にエネルギー・タンパク質を十分に摂取し適度な運動を継続すること、身体が資本です。そして一人で閉じこもらず積極的に人の輪の中へ入っていくことが大切だと思います。この点は全く市原議員と同感でございます。

2番目の論点。高齢者が活躍できる場づくりでございます。これも大切な御指摘だと思います。高齢者が地域で生き生きと暮らしていくには、身体だけではなく心の健康が大切であり、生きがいを持って自分らしく暮らすことは介護予防にもつながります。高齢化の進行に伴い、高齢者はただ「支えられる人」ではなく、知識や経験を活かし、地域に貢献する活力となることが今後ますます求められます。施策の方向としては、①社会参加と就労対策、②生涯学習の推進などが考えられます。

まず①の、社会参加と就労対策については、シルバー人材センターの充実、公民館講座の指導者として、さまざまな知識や経験を生かしてもらうこと、福寿会活動に積極的に参加し地域福祉、地域交流、教育活動などを推進することなどが考えられます。

②の生涯学習の推進については、料理教室や日帰り旅行、音楽鑑賞など「高齢者学級」への参加、芸術劇場、各種講演会の鑑賞など文化・芸術に触れる機会の活用。また、同世代の活動、文化協会への入会、「手芸」「俳句」「将棋」などのサークル活動、社会福祉協議会の「高齢者サロン」への積極的参加など、人との交流を通して生活の充実や仲間づくりを深めること等が考えられます。

町としても活発な活動を促進し、高齢者の社会的孤立やうつ病などを予防するとともに、生きがいづくり、仲間づくりを支援してまいります。

3点目の論点。福寿会の組織の拡充強化についてでございます。福寿会活動への参加、積極的な活動展開という御指摘には大賛成です。高齢者の皆様が一人家に閉じこもり、鬱々とした生活を余儀なくされるのは、誠に淋しいものがあり、御本人にとっても苦痛の日々ではないでしょうか。

人間という言葉は「人の間」と書くように、人々の中で対話し、活動し、絆を深めていくことに最大の喜びがあります。その意味で福寿会組織への加入・活動参加は、自らの活力、活性化に大いに役立つものだと思います。参加は任意でありますので、強制はできませんが、御自身のため、御家族のため、地域のために福寿会活動に加わっていただくことが重要だと思います。そのために、行政でできることを改めて考えてみたいと思います。議員からの御意見・御示唆をいただければ幸いです。

4点目の問題。高齢化時代における川辺町の重点施策でございます。現在、健康福祉課内に設置しております地域包括支援センターでは、職員達が日夜住民の皆様の健康保持のため活躍してくれています。また、突然コロナ禍に襲われて、住民生活や健康を守るために、保健センター職員は一時期これまでにない膨大な業務に従事いたしました。

産業政策も大事、教育政策も大事、種々の行政サービスも大事ではありますが、住民皆様の健康保持こそ最大の福祉政策だと思います。現在、これらの部署では必ずしもスタッフの厚みがあるとは言えません。人数的にも、能力的にも、住民皆様の御要望に応えられるよう組織改編も含めて検討したいと思います。また、国民健康保険制度と、75歳以上になりますと自動的に後期高齢者医療保険制度へと向かう訳でございますけれども、その2つの接続強化、これらの保険制度と介護保険制度とのつながり、介護予防・日常生活支援事業などの連携強化など、制度的な問題の解決に取り組む必要がございます。

人々が健康で活力に満ち、充実した日々が送れますよう、我々も努力してまいりたいと存じます。更なる御指導、御提言をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎4番（市原敬夫君） 議長、再質問をお願いいたします。

◎議長（井戸三兼君） 市原敬夫君の再質問を許可します。

◎4番（市原敬夫君） 今、町長から答弁をいただきました。次の点について再質問をいたします。

先ほども申し上げましたが、本町の人口の三分の一以上を占める高齢者については、年々その割合が増えていくことが想定されています。私は非常に強い危機感を感じていますが、先ほどの回答ではあまり危機意識を感じることができませんでした。町長はどのように捉えてみえるのか再度お伺いをいたします。

2つ目に、高齢者の活躍の場づくりについて、働くことの視点でいきますと、シルバー人材センターというのが、先ほどの回答にもございました。町の組織ではありませんので、難しいかもしれませんが、シルバー人材センターの組織強化を図るため、行政支援とともに、一般社団法人など社団化を指導するなどのお考えはありませんか。また、高齢者の就労について、若い方と一緒に仕事できる仕組みづくりを検討する考えはないかお伺いをいたします。

次に高齢化問題に積極的に取り組むには高齢対策係など専門部署を設置し、将来を見据えた高齢化対策を進める必要があると考えますが、組織改編について、どのような具体的ななお考えがあるのかお聞かせください。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 先ほどの一次質問に付随して二次質問をいただきました。今現在私が考えておることにつきまして補足して御解答申し上げます。

まず第1番目の高齢化の進行に対する問題意識、危機意識を感じることができなかったということで、私の説明が足りなかったかなというふうに思っております。前、既に2020年問題とか、あるいは2025年問題とか、あるいは消滅可能性都市とか、そういったことが叫ばれた時がございまして、第1次ベビーブーム、1947年から49年、団塊の世代と一般的には言われておりますけれども、この方々が後期高齢者に達するかどうかということで、2020年、2025年、2020年はもう過ぎてしまいましたけれども、そういった問題意識を国民全員が持っておる、いうことでございます。

あるいは、消滅可能性都市というのは、2010年から2040年までの間に20歳から39歳までの女性が半分以下になってしまうという都市のことを指すようでございますが、全国の市区町村1,800ほどありますけれども、その半分が指定されたということで、岐阜県では17市町村が消滅可能性都市に数えられております。加茂郡7つあるうちの5つが消滅可能性都市になっておるといふ話も聞いておりますけれども、そのように高齢化と、それから人口減少、少子化、この3つはお互いにリンクした問題でございまして、1人高齢化だけの問題ではなく、ベビーブーマーがずっと人口が多いわけですから、それからずっと毎年毎年生まれる子どもの数が減ってきているということになりますと、当然のことながら高齢化は、これ避けられない、いうことでございます。川辺町の人口も去年の国勢調査によりまして、9,900人を切ったということで、今御紹介もございましたけれども、人口が減るといふことは、ある意味自然減ですね、生まれてくる子どもが減ってきた、それに比べてお亡くなりになる高齢者の方が多い、それで減少する。これが自然減なんですけれども、それと社会減がございまして。

いろんなことを申し上げましたけれども、高齢者問題というのも、大変な問題でございまして。今日実は、岐阜新聞の一面トップに県内一人暮らし最多と、一人暮らしの家庭が最多になったんです。2020年の国勢調査の県の分析によると、一人暮らしの世帯が過去最多の22万8,715世帯。そして、夫婦と子どもの世帯ですね、家庭を持った世帯は21万1,754世帯。ですから一人暮らしの世帯のほうが増えて、この中に当然高齢者も多く含まれると、一人暮らしの高齢者世帯っていうのは、なかなか厳しいものがあるのは御指摘のとおりでございまして。そういったように高齢者問題、それから少子化問題、人口減少問題、これらを総合して今後の政策に活かしていきたいと思っております。これが1点目の御質問に対しての回答になるかなというふうに思います。

それから2点目のシルバー人材センターに関する、強化ということでございますが、私の高校の先輩、一級上の先輩で、名古屋のシルバー人材センターの理事長を務めておられる方がいらっしゃいまして、その方とたまたま何回かお話しする機会もございまして。やっぱり名古屋のシルバー人材センターだと職種も多いし、登録しておられる人数もですね、格段に多いというようなことで、川辺と一概に比較することはできませんけれども、そう

いった人材センターへですね、テコ入れをして就労の場を増やすということは当然必要なことですし、また考えてみたいと思います。立ち上げの時には町からも補助金を出したりしたことございますので、またこの点についてちょっと幹部で相談したいと思っております。

それから3点目の福寿会の組織強化という御質問でございますけれども、福寿会は社会福祉協議会が主に管轄しておりますけれども、それだけではなくて、川辺町でもですね、健康福祉課が所管しております。高齢者の方々の活動を見守ると同時に、秋、今年はやっとできませんでしたが、秋に敬老会をやったりですね、さまざまな会合を開いておると。60歳以上が会員資格がございますので、実は私も福寿会の会員でございます。そういったことで、いろんな人と人との接触の機会を増やすということの、いう目的からすれば理想的な組織の1つではないかなと思いますので、それに対して町として何ができるかということ、議員からも御示唆もいただきながら考えてまいりたいと思います。

それから組織改編、4点目の御質問でございますけれども、今、高齢者対策といいますか、健康問題に対しては国民健康保険は住民課でやっております。それから介護保険と後期高齢、すみません。後期高齢者も住民課でやっております。介護保険と地域包括支援センター、それから保健センターですね、これが健康福祉課でやっております。先ほどもちょっとお答えしましたけれども、それぞれみんな一生懸命やっております。御相談に来られる方に、やっぱり自分の知識と経験から話さなくてはいけないので、自分のブラッシュアップというのも非常に大切なことだと思います。そういった意味で何がベストかということをもう一度考えながら、組織改編についても1つの重要な論点、課題として考えてまいりたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

◎4番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（井戸三兼君） はい、どうぞ。

◎4番（市原敬夫君） 先ほども申し述べましたように、本町の高齢化問題、今町長からも回答いただきましたが、大変大きな問題であると考えております。政策によっては、社会福祉費の削減、というようなことにも大きく寄与するものと考えております。将来を見据え、高齢者のパワーを活かす仕組みを政策の中に組み込んで、高齢者の皆さんがいつまでもお元気で活躍できる社会の構築を切望し質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（井戸三兼君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。議席番号7番 古川政久君。

◎7番（古川政久君） それでは議長の許可をいただきましたので、私は川辺町の国土強靱化地域計画の取組姿勢等につきまして、御質問をいたします。町長、総務課長にしたいと思っております。

東日本大震災を教訓といたしまして、今後起こると言われている南海トラフ大地震をはじめ、大規模災害等が各地で頻発することを想定し、国におきましては、平成25年10月に災害から国民の生命、身体及び財産を守るなど、国の責務を明記した「国土強靱化基本法」を公布、施行をいたしました。

この法律に基づき、令和2年度、当町でも「川辺町国土強靱化地域計画」が策定されたところでございます。

町といたしましても、大規模自然災害等から町民を守るべく最大限その対策に取り組んでいく必要が求められております。当然のことながら、町だけでこの状況を乗り切ることにはできません。地域住民、企業、関係団体等総ぐるみで局面の打開に取り組んでいかなければなりません。

そこで、大規模自然災害等の発生に対する姿勢とその覚悟について、次の質問にお答えをいただきたいと思っております。

1、川辺町の国土強靱化計画は令和2年度に策定されていますが、本法律の施行年は平成25年であり若干のタイムラグがございます。これにはどのような事情があったのかお伺いをいたします。

2点目、本計画は川辺町地域防災計画と、車の両輪のごとく密接不可分であると思料いたします。両計画の立て付けはどのような組立てになっていますか、お伺いをいたします。

3点目、本計画時に掲げるアクションプランは、それ以前の町の実施計画をそのまま移行したものとなっていますか。本計画において新たに掲げた新規の計画はありませんか。

4、前記3の事業計画を実施するうえで財源の懸念はありませんか。法第7条において財政上の支援がうたわれていますが、具体的にどのような制度かお答え下さい。

5点目、法第5条では事業者及び国民の協力義務を掲げられていますが、町としても町民の皆様への啓発が大変重要ではないかと思っておりますが、当局としての今後の取組についてお答え下さい。

6点目、本計画の推進に当たっては、ハード面・ソフト面の諸施策がございますが、特にソフト面においては、組織体制、人材の育成が重要ではないでしょうか。当局の所見を伺います。

最後でございます。7点目でございますが、防災・減災は、佐藤町長の重要な施策の柱の1つでございます。そこで、町長から本計画の推進に当たっての決意をお伺いします。以上でございます。

◎議長（井戸三兼君） 総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） それでは、古川議員から御質問のありました「川辺町国土強靱化地域計画の取組姿勢等について」お答えいたします。

国土強靱化基本法は、議員仰せのとおり、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、今後起こりうる大規模な自然災害等に備えるために、国土の全域にわたる強靱化を推進することなどを目的として、平成25年12月に公布・施行されました。

国は法律に基づき、国の指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し、それと調和を図りつつ都道府県や市町村は「国土強靱化地域計画」を令和3年度末までに策定するよう要請があるところでございます。

県では、国土強靱化地域計画として、平成27年度から5年間の第1期「岐阜県国土強靱化計画」に引き続きまして、現在は令和2年度からの第2期計画が進められておるところでございます。

川辺町におきましては、国の「国土強靱化基本計画」及び「岐阜県国土強靱化計画」との調和を図りつつ、近年の自然災害から得られた教訓や地域の社会特性などを踏まえながら、令和3年度からの5年間計画として「川辺町国土強靱化地域計画」を策定したところでございます。

それでは1点目の「町の計画の策定期と国の法律施行とのタイムラグ」についてでございます。

先に申し上げましたとおり、町の計画は、国の基本計画及び県の計画との調和を図る必要がございましたので、県の第2期計画の策定を待っておりました。加えまして、法律上は義務付けられておらず、法律の施行後であっても、策定する自治体は全国的にも僅かという状況でございまして、しばらくは情報収集に努めておりました。

その後、令和元年8月の国の「国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議」にて、市町村の地域計画に基づき実施する事業に対して、国の補助金等が優先採択されたり、重点配分されること、その後は補助採択の要件化が示され、令和3年度末までに策定しない場合は、補助金等の事業採択がなされなくなることもございまして令和2年度の策定となりました。

続きまして、2点目の「地域防災計画との立て付けはどのような組立てになっているか」についてでございます。

「国土強靱化地域計画」は、国土強靱化に係る指針性を有することから、地域防災計画に対しても指針となるものでございます。強靱化計画の特徴といたしまして、その地域でいかなる自然災害が起ころうとも対応できる構造に変革していく視点で検討を行っております。

また、対象とするフェーズといたしましては、地域防災計画では、主に災害発生時と発生後の段階を想定したものになりますが、強靱化計画では、主に発生前に備えておく「事前防災・減災」ということでございます。強靱化計画では、脆弱性の評価をすることによってリスクシナリオを明らかにし、そのリスクに対する対策を検討しております。その対策は防災の範囲を超えて、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な対策となっております。

続きまして3点目の「アクションプランは、町の実施計画をそのまま移行したものか、新規の計画はあるのか」についてでございます。

当町では、強靱化計画と総合計画とは並列の位置付けで、相互に調和と整合を図っております。そのうえで各種の個別計画に対しましては、それぞれの上位計画となっております。本町の強靱化計画では、国や県の基本目標や事前に備えるべき目標を踏襲いたしまして、4つの基本目標と7つの事前に備えるべき目標を設定いたしました。この目標を基に、本町における起きてはならない25の最悪の事態、いわゆる「リスクシナリオ」と言われるものでございますが、それを回避するために、行うべき具体的な取組の整理を行い、結果、実施計画等で計画されている事業を、アクションプランという形で再編いたしました。限られた資源の中で効果的かつ効率的に強靱化を進めるために優先順位を付け、優先度の高いものについては重点化し進めることとしております。

続きまして、4点目の「財政上の支援がどのような制度か」についてでございます。

国は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」といたしまして、令和3年度から事業規模15兆円の対策を掲げております。

市町村にあつては、国土強靱化に資する施策、事業に対する国の9つの府・省・庁の所管する補助金や交付金が拡充され、重点配分されたり、優先採択されることとなっております。

ます。繰り返しになりますが、令和4年度以降は町の地域計画に明記されていることが採択要件となってまいります。

続きまして、5点目の「町民の皆様への啓発」と6点目の「組織体制、人材育成」につきましては関連がございますので、併せて答弁をさせていただきます。

大きな災害が発生した時、被害を最小限に抑えるためには、自分自身を守る「自助」、隣近所の相互連携による「共助」、公共機関などによる救助・支援などの「公助」がそれぞれ最大限に機能を発揮することが重要でございます。

その中でも「自助」と「共助」に関しましては、地域自治会への出前講座や中学校での防災講演会など防災意識の向上を図る活動を更に充実させていくとともに、地域の防災リーダーでございます防災士の養成、防災訓練や防災イベントの開催など、啓発活動の一層の充実に努めてまいります。また、地域での防災力を最大限に発揮していただくために、自主防災組織の設立とその活動への財政支援を令和3年度から拡充しておるところでございます。1つでも多くの自主防災組織が町内で設立していただけるよう推進してまいります。

また、町内の各事業所様との「災害時応援協定」につきましても、一層の拡充を図るとともに連携を深めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 7点御質問されました最後の論点「川辺町国土強靱化地域計画推進に当たっての決意」とお尋ねでございます。お答えします。

町民生活を守るうえで防災・減災は大変重要なポイントであります。近年、頻発化・激甚化する豪雨・台風・地震などの自然災害に備え、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。防災計画だけではなく、国土強靱化地域計画に基づき、防災の範囲を超えて平常時から災害を意識したまちづくり政策を進めているところであります。

そのための基本目標として「1. 町民の生命の保護が最大限図られること」「2. 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「4. 迅速な復旧復興」、この4つを掲げております。防災を十分に意識した政策立案にこれからも努めてまいります。

令和3年度の事業としては、洪水ハザードマップの作製・配布、避難所整備、避難所案内看板の設置、防災備蓄倉庫の非常食・資機材等の更新補充、消防団用の資機材の拡充、防災用ドローンの新規配備などがございます。また、中央公民館及び庁舎の天井落下防止工事、照明のLED化を進め、避難所並びに災害対策本部の機能を強化します。更にドクターヘリ・救難ヘリ発着用のヘリポート整備計画に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症も災害と断言していいかもしれません。3回目のワクチン接種、医療従事者に対する3回目のワクチン接種も順調に進んでおります。これからも皆様の生命・身体・財産を守るべく努力してまいります。

最後に、議員はじめ町民皆様のお力をどうぞお貸しいただきますよう、御協力いただきますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

◎7番（古川政久君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 古川政久君の再質問を許可します。

◎7番(古川政久君) 3点ほどあるんですが、1点目はですね、財政上の支援の話がございましたが、これの今の状況を考えますとですね、実情は、この計画自体が任意ではなく義務的にあるような、地方に対するプレッシャーを与えているというのがちょっと率直な感想でございます。私がお聞きしたいのはですね、重点配分とか優先配分されるということで、なんか事業をやろうとするとですね、この計画に位置付けをしてですね、アクションプランに具体的な施策をですね、掲げておかなければ事業採択ならないということでございますので、大変重要な、町としては教科書になろうかというふうに思っております。

それで私がお聞きしたいのはですね、例えば補助枠を拡大するとかですね、補助ルールがですね、これによって厚くなるとかですね、そういうのがあるかどうか、特に懸念をしますのは、例えば水道なんかこれから老朽化しとって、かなりやっぺかなんのですが、この場合に単独事業がたくさんあるんですけど、こういところちゅうのは補助基準の拡大というのはあるのかどうか。それから補助枠の拡大があるかどうか。その辺りをちょっとお聞きをしたいのが1点目でございます。

それから2点目がですね、自主防災の関係でございますが、これも大変町の御努力は御答弁のとおりですね、いろんな防災に関して地元へ説明なりですね、していただいておりますが、もう少し中身をですね、見るとですね、町にはいろんな防災士とかですね、消防団とかいろんな団体がございます。そういった方とですね、なんとか連携がうまくいかないかということのを常々思っているんですけど、例えば、防災士の皆さんは活動してみえるのはよくわかるんですけど、地域とどうふうに密着させていくか、その辺りをですね、もうちょっと結びつけを強くすればですね、自主防災のリーダーにもなっていただいでですね、中心的な役割となつていただきまして、自主防災の1つのきっかけにならんかなということで、設立ができるんじゃないかなというふうに思われます。そのへんのですね、考え方といいますか、どういうふうにお考えかお聞きしたいと思います。

それから3点目には町長にお聞きをしますが、防災への関係でございますが、これ過去にですね、確か答弁もあつたんですけど、これは場所とかですね、具体的なことというのは決まっておるのかですね、現在の進捗状況をですね、わかる範囲で結構でございますので、お答えをいただきたいと思ひます。以上3点でございます。

◎議長(井戸三兼君) 総務課長 白村茂君。

◎総務課長(白村茂君) それではですね、1点目の財政支援についてでございます。

先ほど申しましたように、国の補助金は9つの省庁にわたり、補助金等のメニューが年々拡大、拡充されております。その本数といたしましては、今承知しているのはだいたい60本程度の補助制度になっているかなというふうに思っております。個々の事業につきましてはですね、川辺町が該当する、しないというのはなかなか判断しづらんですけども、例えば道路でありますとか、今おっしゃいました水道でございますとか、そういった今現在補助を受けているメニューもでございます。そういったメニューが年々補助率、補助枠が拡大されてきたり、若しくは新しいメニューの追加などが行われていくものと思ひます。ただその個々の状況につきましてはですね、それぞれの補助金の交付要綱等をよく読んで判断していく必要もございまして、今現在補助メニューという形であるものについては今後更に補助枠、国が定める補助枠が拡大されていったり、メニューの追加があろうかなというふうに今は思っております。それからですね、そういった町の事業の実施につきま

してはですね、そういった補助要綱等もしっかり精査しながら補助金として頂けるものはしっかり頂きながら、強靱化に関する事業をですね、できるだけしっかり推進し、かつその財源も確保してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいなということでございます。

それから2点目の、各種の団体、防災士さんも含めたですね、連携等についてでございますけれども、古川議員御指摘のとおりでございますして、町として望ましいと考えておりますのは、自治体組織のみの設立・運営ということではございませんで、先に申し上げました地域の防災リーダーを担っていただく防災士の方なども中心に、自治会組織ですとかですね、地域の消防団、地元の消防団の方々も参画いただいて、そういったさまざまな立場の方が自主的な活動を連携して展開していただければありがたいというふうに考えております。私どもですね、積極的に地域に出掛け、自主防災組織の設立に向けてのお話にまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 3点目の御質問、防災への発着場の問題でございますけれども、これまでに2か所私有地、私の、企業様の私有地を交渉しましたけれども、ちょっと場所が狭いとか、あるいは企業様の展開のプログラムとちょっと反すとかってことで、2か所は駄目になりました。これ近隣でいいますと、白川町さんがたくさんヘリポート持っておられますので、そういったものも参考にしながら、例えばですけど、田んぼの中といったら変な言葉になりますけれども、転用してですね、だいたい広さは40×40ぐらいの広さが必要でございますし、ヘリコプターの入射角、発射角の問題がございますので、これ川辺の消防の出張所長といつもやりとりしてるんですけども、実際に民間の2か所見てもらった時も、所長に同行していただいて判断したわけでございます。

進捗状況でございますけれども、来年度この計画づくりの予算を盛るということで進めておりまして、来年度中になんらかの結論を得て、再来年には着工というようなことのできたらいいかなというふうには思っておりますけれども、そもそもヘリポートを思いついた一番の理由は、かつて小学校にヘリコプターが下りた時に、ものすごい砂煙があがって授業が中断したと、それから、隣近所の方々も爆音でですね、何事やということで、集まったケースが多々あるんですけども、そういったものを少しでも防いで、緊急な医療体制を確保する、あるいは緊急な防災体制を確保するといううえでヘリポートを造っていきたいというように考えております。よろしく申し上げます。

◎7番（古川政久君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） 古川政久君のそれを許可します。

◎7番（古川政久君） やっぱり災害とかですね、危機管理はやっぱりきちっと備えるということが大事なことじゃないかなということを思います。それでやっぱり組織づくりとかですね、当たり前のことですが、繰り返し訓練を行うとかですね、お互いに助け合っていくというそういう試みちゅうか、お互いの絆というのは、非常に大事でございますして、そこに自主防災組織の意義、意味があるんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。おそらくやってもやってもですね、なかなか防災に完璧というのは多分ないと思いますので、繰り返し改善あるのみだというふうに感じております。これからはがんばっていただきたいと思ひますし、補助金の問題につきましてもですね、まだ研究の余地

があるというふうに認識をいたしました。川辺町の財政の健全化のためにですね、一層奮闘していただきたいと思えます。以上で終わります。

◎議長（井戸三兼君） 以上で古川政久君の一般質問を終わります。議席番号2番 佐伯雄幸君。

◎2番（佐伯雄幸君） ただ今議長より発言許可が出ましたので、早速質問をさせていただきます。私は自転車用ヘルメットの補助金制度ということで、総務課にお尋ねします。

自転車事故は、年間8万件以上で一日平均200件となっております。2019年に警察庁から発表されていますが、2020年に入っても1月から8月までに4万1,319件となっていて、近隣の愛知県では自転車事故が全国ワースト5位に入っています。ちなみに岐阜県は33位でございます。

愛知県では、2021年10月には条例も施行され、その中のひとつに、交通事故の被害軽減のために、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

川辺町では中学生になられた方には、町からヘルメットが贈られますが、それ以外の子ども達、通勤者、通学者の方や、近所へ買い物に出られる方達もおられますが、転倒若しくは交通事故等に遭った時「頭部を守るヘルメットを着用していたらこんなことにならずにすんだのに」と後悔することが起きるかもしれません。当町では、自転車事故が少ないかもしれませんが、この先何が起きるかもわかりません。

そこで、転倒や交通事故の際に、後頭部を保護する自転車用のヘルメットの着用を推進し、そのためにもヘルメットを購入する場合には、費用の一部を助成する制度を設けたらいかがでしょうか。ちなみに愛知県ではヘルメット1個につき2,000円を上限としています。執行部のお考えをお聞かせ下さい。

◎議長（井戸三兼君） 総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） それでは、佐伯議員から御質問のありました「自転車用ヘルメットの補助制度」についてお答えいたします。

愛知県の状況につきましては、議員仰せのとおり、令和3年4月1日に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行されまして、令和3年10月1日から県内のほぼ全ての市町村と連携して、自転車を利用する児童及び生徒と高齢者に対し、ヘルメットの購入費補助制度を始められております。そして、自転車利用者の安全確保に力を入れておられます。

また、道路交通法第63条の11の規定では、児童又は幼児の保護者の方は、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとされております。

警察庁のデータによりますと、交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は、2割程度と高い水準で推移しており、自転車事故で死亡した方の約7割が頭部に致命傷を負っていることから、自転車用ヘルメットをかぶり頭部を守ることの重要性は明らかでございます。加えまして、自転車事故による死傷者の数は、未成年者と高齢者でその過半数を占めております。

以上を踏まえまして、本町といたしましても、議員御提案の自転車用ヘルメットの購入費の助成制度につきまして、安全な自転車の利用を推進するために、制度の創設を検討してまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎2番(佐伯雄幸君) 議長、所見を述べて次の質問に移りたいと思います。

◎議長(井戸三兼君) 時間がまもなく1時間になりますので、所見を述べた段階で、次の質問に移る前に休憩に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎2番(佐伯雄幸君) それでは所見させていただきます。諺の成句の中に数多くありますが、やはり転ばぬ先の杖とか、後悔先に立たずというような諺があります。やはり、安心安全なまちづくりをするためにも、ほんのちょっとしたことでも気配りをしてしっかりと検討していただくようにきつく申し上げます。

◎議長(井戸三兼君) 途中ですが、ここで議場内換気のため休憩に入りたいと思います。開始時間を10時10分と定め、休憩といたします。

(休憩 午前 9時58分)

(再開 午前 10時10分)

◎議長(井戸三兼君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。傍聴人に申し伝えます。会議中は静粛に傍聴されるようお願いいたします。

それでは佐伯雄幸君の2つ目の質問から始めたいと思います。

◎2番(佐伯雄幸君) それでは、引き続き質問させていただきます前に、2020年に続き、2021年も新型コロナ禍が地域経済と暮らしを冷え込ませてきましたが、今、そろりそろりと日常に戻りつつあります。ところが、今度は新変異株、オミクロン株の拡大に今懸念が強まっていますが、この件に対して大変心配しておるところでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。新型コロナウイルスワクチン接種の今後の進め方について、健康福祉課にお尋ねいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況は、1回目が8,126人、2回目8,006人、町外では、接種された方が1,245人と聞きました。

今後は3回目の追加接種となり、対象者は2回目接種した者のうち、18歳以上の者全員を対象とし、接種間隔2回目接種終了から原則8か月以上経過した者に接種することができることを聞いております。が、今、テレビや新聞ではいろんな情報が流れております。大変ちょっと町民の皆さんも懸念しておられると思いますが、とても心配しておりますが、そこで次のことについてお尋ねします。

1点目、川辺町での3回目コロナワクチンの接種はどのように進めていかれるのか。2点目、今後、コロナワクチン未接種の方に対して、接種機会どのようにして提供していかれるのか。3点目、現在、厚生労働省は、5歳から11歳への使用を進められていると思いますが、もしそれが承認された場合は、川辺町としては今後の方針についてどう対応されていくのか、以上3点についてお聞かせください。

◎議長(井戸三兼君) 健康福祉課長 長瀬美紀江君。

◎健康福祉課長(長瀬美紀江君) それでは、新型コロナウイルスワクチンの今後の進め方について、3点御質問をいただいておりますので、まず1点目の「3回目の予防接種をどのように進めていくか」についてお答えいたします。

新型コロナワクチンの追加接種は、議員仰せのとおり2回目接種後8か月を経過した対象者から接種することとなっており、8か月を経過した対象者から接種に必要な接種券等の書類を順次発送し、その後、接種の受付を行ってから予防接種を進めることとなります。

現在の状況といたしましては、12月10日より接種を開始しており、1月中までは医療従事者を対象として接種を行います。

2月に入りましてからは、高齢者施設の入所者と一般の町民の方を対象に順次接種を進めていく予定でございます。追加接種についても初回接種と同様、町内医療機関にて接種を行っていただくことになっております。

なお、今回使用するワクチンにつきましては、ファイザー社製とモデルナ社製のワクチンを使用することになります。例えば、初回接種でファイザー社製ワクチンを接種された方が追加接種はモデルナ社製ワクチンを接種する、いわゆる交接種も可能となっております。今後のワクチン供給に応じて交接種となる可能性がありますので、その点御理解いただければと思います。また、追加接種の対象者は、現在18歳以上となっておりますが、12歳から18歳未満への追加接種も今後検討される可能性もありますので、追加接種の対象となった場合には、国から示される方針に従って接種を進めることとなります。

次に、2点目の「コロナワクチン未接種者に対して接種の機会を提供するのか」との御質問に関しましては、12歳を迎えるお子様や、1回目、2回目の初回接種ができなかった方に関しては、国は当面の方針といたしまして接種機会の提供を継続するとしており、接種を希望される方に対しては、現在も接種を行っております。

次に3点目の「5歳から11歳へのワクチン使用が承認された場合、川辺町はどうされるか」との御質問に関しましては、5歳から11歳への接種に対する方針が国から出された場合には、これに従って希望者への接種を進めていくこととなります。なお、この年齢の対象者につきましては、近隣市町村と協議し、広域接種も検討していきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症のまん延防止や重症化予防には、ワクチン接種が有効な手段でございます。今後の国の動向を注視しながら、安心・安全なワクチン接種を進めるため、医療機関の御協力をいただきながら、職員一丸となって接種体制を構築し、接種を進めてまいります。議員各位の御理解と御協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

◎2番（佐伯雄幸君） 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） 佐伯雄幸君のそれを許可します。

◎2番（佐伯雄幸君） 今一番町民の方が懸念するところは、交接種のファイザーとモデルナ、これええやろかちゅうような、おそらく中には心配しておられる方もおられると思いますので、この交接種の件について、もう少し町民の方にアピールをしていただくと、本当にもっと安心して3回目の接種ができるかなと思っております。

最後になりますが、1・2回目の接種に尽力を尽くしてくださいました医療従事者の皆さん、また職員の皆さん、それに携わっていただきました皆さんには本当に敬意を表します。ありがとうございます。それと同様に追加接種、3回目が来年より一般の方々の接種が始まります。また皆様の御尽力をお借りしなくてはなりません。何とぞよろしくお願い申し上げます。私の発言を終わらせていただきます。

◎議長（井戸三兼君） 以上で佐伯雄幸君の一般質問を終わります。議席番号1番石原利春君。

◎1番（石原利春君） 議長より質問を許可されましたので、質問をさせていただきます。質問名は、町道鹿塩神坂線、鹿塩地区から上川辺神坂地区に続く道路についてです。回答を求める先は基盤整備課です。

鹿塩地区から上川辺神坂地区へ通り抜ける道は、鹿塩側からゴルフ場・KYBテストコースを過ぎ、300mほど下ったところまでは対面通行になっておりますが、その先の神坂地区民家が建ち始める付近からは、道路幅3m弱の非常に狭い道路です。

この道路は、北小学校へ通う児童数名が通学路として使用していますし、平日の朝6時半から8時過ぎ頃までは、三和町、関方面からの抜け道として、川辺町内、七宗、白川方面の企業へ向かう通勤車が多く、また、この道路を利用してゴルフ場に行く車もあり、通行量が多いのが現状です。

昭和62年にゴルフ場が開場した折、この道路を対面通行にする計画でしたが、地元の田畑をつぶしては困るという理由から、道路計画がなくなった経緯があると聞いております。しかし、30年の年月が経過し、道路に面した田畑は休耕地や荒地と化しております。

現在鹿塩地区では、中川辺から美濃市へ向かう美濃川辺線の大規模な工事が行われており、中川辺から鹿塩地区までは全てが対面通行になると思われれます。町道と県道の違いとはいえ、神坂地区の道路に関しては、道幅が狭いうえゆるい坂道、カーブが続く道路ですが、何も改良されておらず、冬の凍結によるスリップも多発して非常に危険だと感じております。

上川辺地区では、現在鵜飼バイパス工事が行われておりますが、神坂地区の道路整備も早急に対応していただきたいとの声が届いており、町は、この件について今後何かお考えがありますか、また既に計画があるならお伺いしたいです。

◎議長（井戸三兼君） 基盤整備課長 井上健君。

◎基盤整備課長（井上健君） それではお答えいたします。町道鹿塩神坂線につきましては、今から30年以上前にゴルフ場が建設される際、ゴルフ場から町道神坂線まで対面通行の道路構想が存在していたことは事実でございます。しかし、議員仰せのとおり、当時は地元住民の御理解が得られなかったなどの理由により、全線の道路整備には至らず、ゴルフ場入り口から神坂地内集落手前までの山間部のみの道路整備を実施し、現在にいたっております。

議員からは、本路線に係る計画や考えについての御質問をいただいておりますが、現在の状況を申し上げますと、道路改良事業として本路線の計画や位置付けはございませんが、防災上の観点からは必要な道路であると考えております。また、新たな企業が立地したことや不耕作農地の状況など、当時と比べると環境はかなり変化しているものと認識しております。

今後につきましては、まずは、通学路、通勤者等の交通量の状況や防災上の位置付け、生活道路としての必要性、地元住民・事業者の御意向などを把握してまいりたいと考えています。また、県道美濃川辺線改良工事の進捗状況や、国道41号線美濃加茂バイパス鹿塩ランプのフルランプ化につきましても、国に要望しているところでございまして、本道

路整備と密接な関係もございますので、広域性という観点から整合性を図りながら検討してまいりたいと考えています。

なお、現状におきまして、特に通学路という視点で必要な措置や危険箇所等がございましたら、早急に対応させていただきたいと考えていますので、その点も含め御理解を賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

◎1番(石原利春君) 所見を述べて次の質問に移ります。

◎議長(井戸三兼君) 所見を述べてください。

◎1番(石原利春君) 基盤整備課長の話はよくわかりました。が、本当に非常に狭い道であり、私が昔消防団していた20年前の頃でさえも、タイヤが脱輪するぐらい狭い所もありました。今では救急車、消防車等も大型化をしておりますので、万が一に備えて、なんとか早急の対応をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移らせてもらいます。質問名は自主防災組織について。回答を求める先は総務課になります。よろしく申し上げます。

東日本大震災から10年、その後も熊本地震、最近では国道41号線飛騨川河川氾濫災害等、これまでにない記録的な災害が全国で相次いで起こっております。

現在川辺町内では、比久見地区だけに「自主防災組織」というのがあり、数年前には、川辺町全ての地区にこの組織の立ち上げという話がありましたが、以降どの地区にも発足できていないのが現状です。私の住む上川辺地区でも話は持ち上がりましたが、具体的な活動が明確に示されないため、発足にはいたりませんでした。

3年ほど前の比久見地区の企業火災では、消防団より早く駆け付けたのが比久見防災組織と聞いております。水利のない場所でしたが、比久見防災組織のメンバーはほぼ消防団OBで、消火栓の位置も把握していたため、いち早く消火活動の準備ができたと聞いております。

いつ起こるかわからない災害に対して、町民一人一人の防災意識が高まることにつながるこれらの活動は、町全体のこれからの課題として取り組む必要があると考えます。

町としては、これら活動の立ち上げについて、どこまで関心があり、率先して行うつもりがおありか、また活動費などのお考えがあるなら伺いたいです。

◎議長(井戸三兼君) 総務課長 白村茂君。

◎総務課長(白村茂君) それでは、石原議員から御質問のありました「自主防災組織について」お答えいたします。

はじめに、先の古川議員への答弁と重複する部分がございますが、どうぞ御容赦いただくようお願い申し上げます、

大きな災害が発生した時、被害を最小限に抑えるためには、自分自身を守る「自助」、隣近所の相互連携による「共助」、公共機関などによる救助・支援などの「公助」がそれぞれ最大限に機能を発揮することが大変重要でございます。

その中でも自主防災組織は「共助」の主体であり、区や自治会など生活環境を共有している地域で、住民の皆様による自主的な活動組織を基本とするものでございます。

大規模災害発生時には、地域の皆様がお互いに助けあう「共助」により、被災者の救出・救助、初期消火活動、避難行動や安否確認などの防災活動が素早く効果的に行われる必要がございます。防災活動を行う地域住民が災害後のパニックを引きずり、各自がばらばら

に行動していても効果は低く、かえって混乱を招く恐れがあります。地域としての防災力を最大限に発揮するためには、地域住民相互の共通認識に基づく組織的な活動が必要となります。地域としてまとめ、災害時の組織的な活動を行うために、地域住民等による自主防災組織の設立運営が必要となってまいります。

議員御指摘のとおり、これまでも自主防災組織の立ち上げ支援活動はしてまいりましたが、比久見地域の1組織を除いては設立にいたっておりません。町といたしましても喫緊の課題として認識しており、区長会などを通じた説明会や地域の自治会への出前講座など一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、自主防災組織設立に当たってのキーマンとなる防災士の養成につきましても、積極的に取り組んでまいります。

次に「活動費の負担について」でございます。

町では、地域の防災力を最大限に発揮していただくために、自主防災組織の設立とその活動への財政支援を令和3年度から拡充しております。具体的には補助金制度を設けておりまして、対象事業は地域の防災訓練、防災会議、研修会、防災備品の購入費などございまして、最大で50万円まで交付できることとなっております。現在2団体、先ほど議員がおっしゃられました「比久見地区の自主防災会」、それから町全域で活動されております「かわべ防災の会」への交付を行っております。今後とも積極的に活用いただけるよう広報に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎1番（石原利春君） 議長、所見を述べて、これで質問を終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） 石原俊春君のそれを許可します。

◎1番（石原利春君） 課長の説明もよくわかりましたが、本当にいつ起こるかわからないか災害ですので、早急に他地域でもこのような組織を立ち上げすることを町としても早めに取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

◎議長（井戸三兼君） 以上で石原利春君の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問を終わります。ここで休憩に入りたいと思います。再開時間は追って連絡いたします。

（休憩 午前 10時33分）

（再開 午前 11時00分）

◎議長（井戸三兼君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」から、日程第9 議案第46号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」までを一括議題といたします。

ただ今議題といたしました8議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 櫻井芳男君。

◎総務委員長（櫻井芳男君） 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第39号から議案46号までの審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」については、否決すべきものと決定いたしました。その他の議案、議案第40号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、議案第41号「川辺町国民健康保険条例の一部を改正する条例」、議案第42号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第5号）」、議案第43号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第44号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第45号「令和3年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」、議案第46号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」の7議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された8議案について、12月7日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。各課から担当する議案ごとに説明を受け、延べ65件余りの質疑に対する応答等を行いました。

付託された8議案のうち、議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」については、反対意見として、過去の第4次行政改革において副町長を置かないことを決定した経緯を踏まえ、今回この条例を制定することは拙速であり、議論が不足しているとの意見がありました。賛成意見としては、地方自治法の規定で、市町村には副市町村長を置くことされており、町の発展や活性化を図るための人材は必要であるとの意見がありました。

よって、議案第39号については、挙手による採決を行った結果、賛成少数で否決すべきものと決するにいたりました。これ以外の議案については、報告書にありますとおり、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

以上で、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 御苦勞様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題としてまいります。

議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 議席番号7番 古川政久君。

◎7番（古川政久君） それでは、私は議案第39号「川辺町副町長定数条例」につきまして、反対の討論を行います。

本条例は地方自治法の改正により助役を廃止し、副町長の定数を定めることになりました。ただし条例で副町長を置かないことができる規定ということで、2つの制度が存立することになりました。本町におきましては、まさにこの但し書きによりまして、副町長を置かないこととし、平成21年に「副町長を置かない条例」を制定し、今日にいたっております。

本条例の制定の反対理由といたしまして、第1点目が今般町長から既に定数条例を提出するに当たり、3月には選任同意を議会に提出し、更に併せて、それに関連する資料等が提出されたところであり、日程ありきの提案であり、拙速の感じを感じざるを得ません。

2点目につきましては、本町は、過去行財政改革を断行し、身を切る改革を行ってまいりました。例えば、町長・職員の給与の削減、課の統廃合、職員の削減、支所の廃止など、厳しい改革を断行しておりました。当時、国の改革、三位一体改革等により地方交付税等が大きな削減されるなか、より大きな歳入不足が見込まれ、財政改革は待ったなしの状況であったと認識をしております。そうした先人の努力により、今日、財政健全化が図られたものと理解をいたしております。副町長の設置をしなくてもいいという選択したことも、その延長線上で行政改革の一環であると認識をいたしております。

3点目は、町長から副町長を置かなければならない理由がありましたが、私といたしましては、そうした町長の川辺町に対する課題につきましても、十分認識をしておりますが、ここはなんとか現体制で乗り越えていただきたいと思います。同時に乗り切っていくことができるものと確信をいたすからでございます。したがって、敢えてここで副町長を置く概念性は低いものと考えております。

4点目は、仮に副町長を置かならば、参事職を廃止し、全体組織体制の見直しも含め、全体像が見える形にし、財源をセットで提案するべきものと考えます。

以上が私の反対の討論でございます。同僚議員の賛同のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

◎議長（井戸三兼君） 賛成討論はありますか。

（「議長」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 議席番号2番 佐伯雄幸君。

◎2番（佐伯雄幸君） 私は議題第39号についての賛成討論をさせていただきます。

地方自治法第161条には副市長村長を置く。ただし、条例で置かなこともできる。2項目には、副市町村長の定数は条例で定めると書かれてあります。

川辺町においては、平成21年10月に「副町長を置かない条例」が施行されましたが、その背景として、行政改革、美濃加茂市と加茂郡の町村との合併問題等々があり、身を切る思いで決断されたと。あれから十数年経ち、重要課題や社会情勢の変化に対する対応、また災害等危機管理への対応が重要となっています。もちろん政治活動でもそうです。そこで、私は「副町長を置かない条例」を廃止し、副町長を1人置くという条例は必要だと考えます。このことにより町の更なる発展、そして、活性化を図り前進していくことが一番大事なことなので、私は本条例に賛成いたします。以上です。

◎議長（井戸三兼君） ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） これで討論を終わります。これから議案第39号を採決いたします。本案は起立による採決とします。念のため申し上げます。起立しないものは否とみなします。

本案に対する委員長の報告は否決です。それでは、原案について採決いたします。議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成少数)

◎議長(井戸三兼君) 起立少数であります。したがって、議案第39号「川辺町副町長定数条例の制定」は、否決されました。

議案第40号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第41号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号「川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第42号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第5号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第43号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第43号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第44号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第45号「令和3年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「令和3年度川辺町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第46号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、町長から、議案第47号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」が、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議案第47号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」を、追加日程第2として、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」と、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料を配りますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

◎議長（井戸三兼君） 追加日程第1 議案第47号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第47号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、既定の予算額に7千935万5千円を追加し、予算総額を54億3千610万8千円とするものでございます。

この補正予算につきましては、本定例会の初日に御承認いただきました「令和3年度一般会計補正予算（専決第3号）」で、18歳以下の児童を対象に給付する現金5万円の子育て世帯臨時特別給付金（先行給付分）を予算措置し、給付事務を進めております。

こうしたなか、国は現金5万円とクーポン5万円、あるいは現金10万円の一括給付、あるいは現金5万円先行給付、のちに現金5万円後行給付と、さまざまな方針が出てまいりました。

「子育て・教育」は、町の重点施策の1つでもあり、新型コロナウイルス感染症が長期化するなか、可能な限り迅速に給付金をお届けしたいと考え、10万円を現金一括で給付いたしたく、所要額についての増額をお願いするものでございます。なお、財源につきましては、全額国からの補助金で対応させていただいております。

慎重に御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第6号）」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 11日間にわたり慎重に御審議賜りまして、誠にありがとうございました。

去年と今年は本当にコロナに苦しめられた2年間だったと思います。町の主なイベントは全て中止、それから、学校の行事等々も中止若しくは規模縮小ということで、非常に生活に、あるいは学業に、仕事に影響を被った2年間であったと思います。

現在は、感染状況は、川辺町でいいですと2か月以上陽性者が出ていないということで、できればこのまま収まってくれないかなと思っておりましたところへ、新しい変異株が発生したということで、まだ予断を許さない状況でございます。

今後の予定でございますが、年末の夜警、消防団ですけれども、規模を縮小しまして12月26日日曜日から12月30日木曜日まで、それから、新年の消防出初式も大幅に規模を縮小いたしまして、1月4日火曜日、そして、令和4年成人式、1月9日日曜日を予定しております。今年は2度延期をして、新成人の方々に御迷惑をお掛けしましたけれども、来年は予定どおりできるといいかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、議会は今日で終わりでございます。皆様方、良いお年をお迎えになりますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（井戸三兼君） これをもちまして、令和3年第4回定例会を閉会とします。

（閉会 午前11時29分）